

団体サイバー保険のご案内

貴社のサイバー攻撃・情報漏えいリスクへの対策は万全ですか？

サイバー攻撃

(不正アクセス・メール感染・なりすまし・DDos攻撃)

デジタルコンテンツ不当事由

顧客情報・機密情報の漏えい・おそれ

ITユーザー業務による偶然な事故

『サイバー保険』は、サイバーセキュリティ事故や情報漏えいに起因して発生する損害を包括的に補償する保険です。



保険期間：2022年4月1日（午後4時）～2023年4月1日（午後4時）
（※中途加入の場合、毎月20日締切で翌月1日（午後4時）～2023年4月1日（午後4時））

契約者



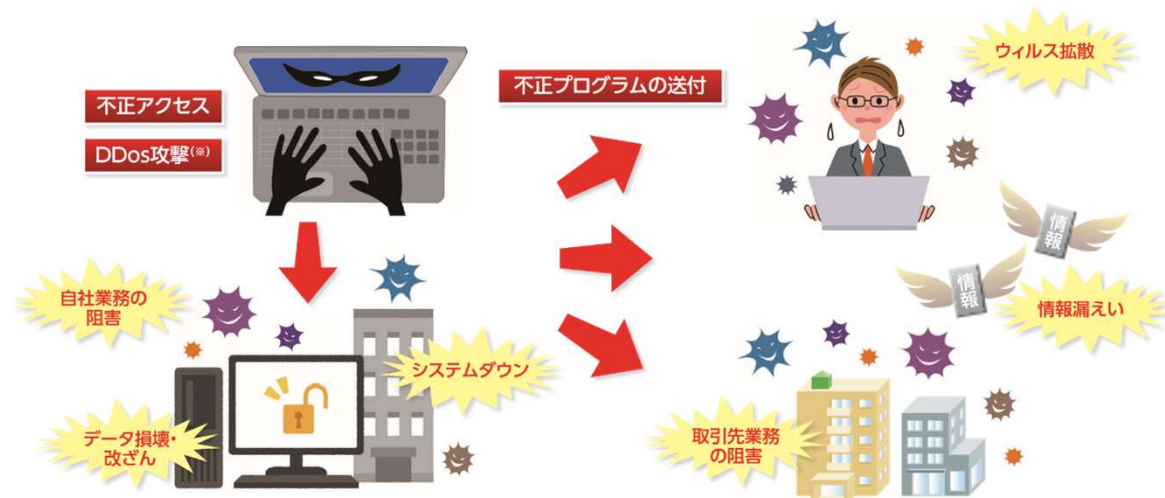
引受保険会社



損害保険ジャパン株式会社

1. サイバー攻撃とは？

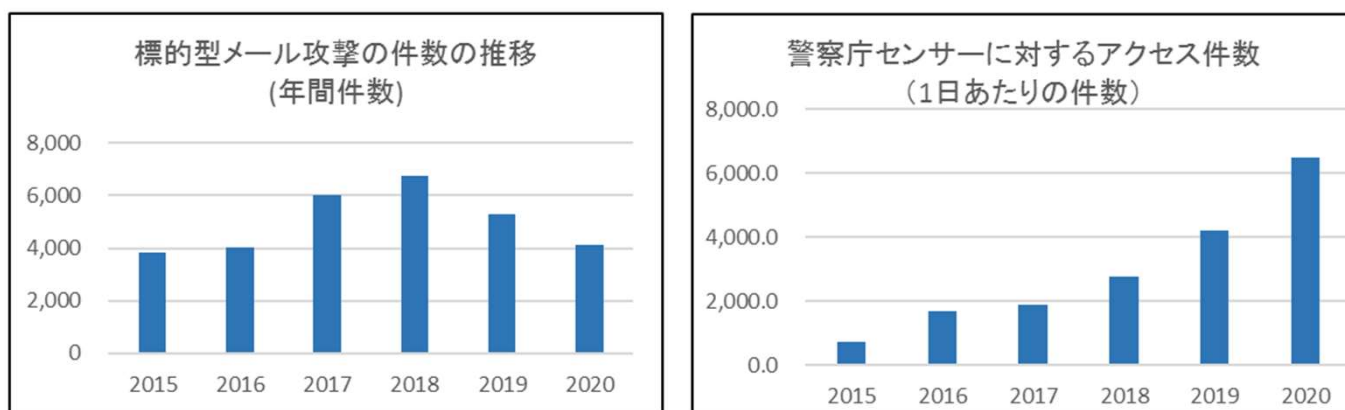
サイバー攻撃とは、企業や組織のコンピュータシステムやネットワークに不正に侵入し、データ損壊や改ざん、情報の盗取、システムダウンによる障害などの損害を与える不正な行為です。



(※) DDos…相手方の通信機器等に大量のデータ等を送りつけてシステムを正常に稼働できない状態に追い込む攻撃手法。

2. サイバー攻撃は近年増加、高度化！

マイナンバー制度の開始、改正個人情報保護法やサイバーセキュリティ基本法の制定等を背景に、情報保護やシステム・ネットワーク管理における企業の社会的責任は高まっています。また、IoTやクラウドの普及等により、サイバー事故が発生した場合における企業の損害リスクは急速に高まっています。



出典：警察庁『令和2年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情報について』

3. サイバー攻撃の被害例

サイバー攻撃を受けた場合、情報漏えいによる被害はもちろんのこと、システム停止やWebサイトの改ざん等様々な被害を被る可能性があります。

影響	サイバー被害の内容	主な損害	推定損害額
システム停止	品質検査装置がウィルスに感染し、工場の生産ラインが停止した。	利益損失	1億円
ネットワーク停止	DDos攻撃を受け続け、インターネットバンキングが機能不全に陥った。	第三者賠償および復旧費用	10億円
個人情報漏えい	サーバーがハッキング攻撃を受け、口座情報等の個人情報が盗み出された。	第三者賠償および見舞金	2,000万円

4. 自動車部品工業会団体サイバー保険の特長

自動車部品工業会団体サイバー保険制度には以下の特長があります。

団体制度ならではの割安な保険料水準	スケールメリットを活かした保険料提案をいたします。
充実した付帯サービス	緊急時サポート総合サービスが付帯され、事故発生時の対応をワンストップでサポートいたします。

5. サイバー保険の概要

『サイバー保険』は、貴社（被保険者）が業務を遂行するために、次の①～④に掲げる事由に起因する次の損害に対して保険金をお支払いするものです。

①サイバー攻撃：不正アクセスやD o S攻撃、データの改ざん・破壊など被保険者のシステムに対する外部からの攻撃などによる損害

②情報漏えい・おそれ（注）：被保険者の業務における情報漏えい、またはそのおそれによる損害

③デジタルコンテンツ不当事由（注）：被保険者の業務の一環としてのシステムの所有・使用・管理による名誉棄損やプライバシー侵害、著作権または商標権侵害などによる損害

④ITユーザー業務による偶然な事故：上記①～③以外の被保険者の業務の一環としてのシステムの所有・使用・管理に起因する偶然な事由による損害

（注）利益・営業継続費用では対象となりません。

（１）お支払限度額・自己負担額等

約 款	支払保険金種類	保険金の内容
サイバー保険特約条項 (自動付帯)	(１) 損害賠償金等	以下の事由に基づき提起された損害賠償請求について、被保険者が負担する損害賠償金、争訟費用等 ①情報の漏えいまたはそのおそれ ② ①の事由以外の、次のアからウの事由。ただし、ITサービス業務の遂行により生じた場合を除きます。 ア. デジタルコンテンツ不当事由 イ. 被保険者システムに対するサイバー攻撃 ウ. アおよびイ以外のITユーザー業務の遂行にあたり生じた偶然な事由
	(２) 費用保険金	①上記保険金の支払対象となる損害が発生するおそれがある場合に、その事故に対応するため、記名被保険者が支出した情報漏えい対応費用、再発防止実施費用、損害拡大防止費用、謝罪文作成・送付費用、使用人等の超過勤務手当・臨時雇入れ費用、社告費用、コールセンター費用、弁護士相談費用、求償費用情報機器等修理費用、データ復旧費用、ウェブサイト復旧費用等 ②サイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出した外部調査機関への調査依頼費用、ネットワークの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用等 ③情報漏えいまたはサイバー攻撃等によって、記名被保険者が監督官庁または規制当局等の公的機関から課徴金等を科せられた場合の各種対応費用
利益・営業継続費用 補償追加条項 (オプション)	喪失利益・ 営業継続費用	・ 特約条項で対象とする事故に起因して、コンピューターシステムが機能停止することによって生じた記名被保険者の利益損害 ・ 特約条項で対象とする事故に起因して、コンピューターシステムが機能停止することによって生じた被保険者の営業継続費用

（２）保険種類（適用約款）

業務過誤賠償責任保険普通保険約款 サイバー保険特約条項 等

（３）オプション特約（ご希望された場合のみ対象）

- ・ 利益・営業継続費用補償追加条項
- ・ 使用人法令違反補償追加条項 等

6. サイバー保険で保険金のお支払い対象となる例

①情報の漏えいまたはそのおそれ

- 顧客情報を保管しているサーバーが不正アクセスを受け、クレジットカード情報等の顧客情報数万人分が漏えいし、見舞品の送付を行ったものの、一部の顧客からは損害賠償請求を受けた。
- 検知ソフトウェアにより、自社の従業員のマイナンバーが不正アクセスにより流出した可能性が発覚した。

②データの消失・破壊

自社の端末がコンピュータウィルスに感染していた状態で、取引先へメールを送信したところ、取引先サーバーに保管されているデータがすべて消去された。

③管理するネットワークの使用不能

- 自社の在庫管理システムの不具合により、取引先において商品在庫管理、発注が不能となった。
- サイバー攻撃により、自社のサーバーがダウンし、業務の継続が不可能となったため、取引先の業務も一部停止することとなった。

④著作権・人格権・商標権の侵害

- 自社のホームページ上で運営している会員向けの掲示板にて、ある会員のプライバシーを侵害する内容が掲載された。内容の削除等、処置を巡り、管理者としての注意義務違反があるとして訴えられた。
- システムインテグレータが開発、提供したプログラムが、第三者作成のプログラムの著作権を侵害しているとして損害賠償請求を受けた。

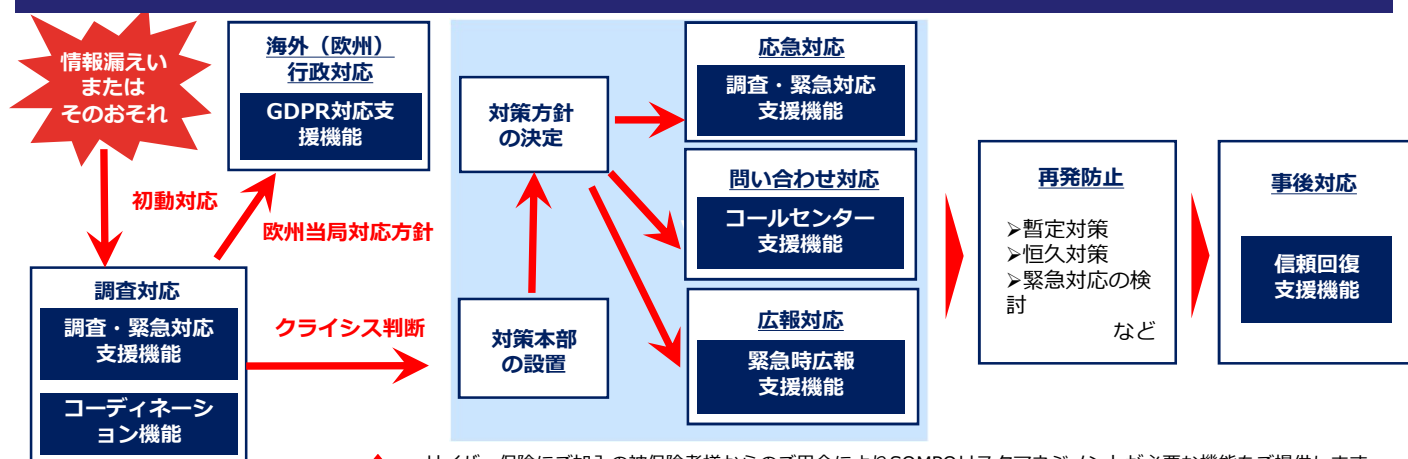
7. 付帯サービスの概要（SOMPOリスクマネジメント株式会社提供）

万が一事故が起きた緊急時にも「ワンストップ」かつ「総合的」にサポート！

◆ 緊急時サポート総合サービス 無料！

情報漏えいまたはそのおそれが生じたことを知った場合に必要な各種機能を備えた緊急時サポート総合サービスがご利用いただけます（サイバー保険で保険金がお支払いできる場合にかぎりです）。

緊急時サポート総合サービスの仕組（情報漏えい時の対応措置と活用できる機能の例）



緊急時の各種サポート機能

サイバー保険にご加入の被保険者様からのご用命によりSOMPOリスクマネジメントが必要な機能をご提供します。また、これらの支援に要する費用は、損保ジャパンがサイバー保険を通じてファイナンス機能をご提供します。

調査・緊急対応支援機能	緊急時広報支援機能		コールセンター支援機能	信頼回復支援機能	GDPR対応支援機能	コーディネーション機能
・事故判定 ・原因究明・影響範囲調査支援 ・被害拡大防止アドバイス など	・記者会見実施支援 ・報道発表資料のチェックや助言 ・新聞社告支援 など	・SNS炎上対応支援（公式アカウント対応サポート） ・WEBモニタリング・緊急通知	・コールセンター立上げ ・コールセンター運営 ・コールセンターのクローニング支援 など	・再発防止策の実施状況について証明書を発行 ・格付機関として結果公表を支援 など	・GDPR対応に要する対応方針決定支援 ・監督機関への通知対応支援 ・外部フォレンジック業者・協力弁護士事務所の紹介 など	・必要となる各種サポート機能の調整 ・法令対応等について協力弁護士事務所を紹介 など

◆その他提供サービス

(1) 標的型攻撃メール訓練<Lightプラン>

標的型攻撃メールの訓練用の不正メールを送信し、この不正メールの開封率を会社全体、部門ごとで分析します。お試し版として100通まで無料です。（1企業さまにつき1回のご利用となります）。

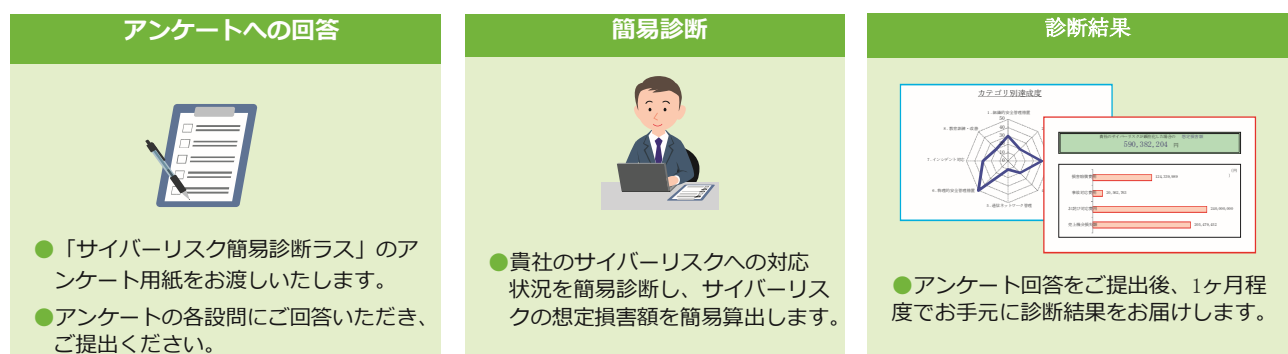
《サービス概要》



- ①申込み: 申込サイトにて登録
 - ②アカウント発行: 標的型攻撃メール訓練<Lightプラン>のアカウント情報をメールにて通知
 - ③訓練設定: お客様ご自身で訓練対象者・送信日時・訓練メール文案を設定
 - ④訓練メールの配信: 設定していただいた日時に疑似メールを配信
 - ⑤開封結果確認: 標的型攻撃メール訓練システム上で開封率を集計した結果報告を確認
- ※お客様の組織名、訓練対象者のメールアドレス・氏名等が公開されることはありません。

(2) サイバーリスク簡易診断・プラスサービス

アンケートへの回答をもとに、無料で診断レポートを作成し、サイバーリスクへの対応状況や、態勢の整備、改善に向けたポイントをお知らせします。



※ 上図は診断レポートのイメージです。
※実際の診断レポートの内容とは、項目名称等が異なる場合があります。

その他有料サービス

サービス	概要
①ISO27001 (ISMS) 認証取得コンサルティング	継続的な情報セキュリティ向上に取り組むための国際規格であるISO27001 (ISMS) の認証取得に必要な体制構築、教育、内部監査などの各ステップを通じて認証取得をご支援します。
②プライバシーマーク取得支援	Pマーク認証取得に必要な体制構築支援、運用支援、内部監査支援まで、一貫したサービスにより実効性の高い情報セキュリティへの取り組みを支援します。

8. 保険金をお支払いできない主な場合

【共通】

- ① 保険契約者または被保険者の故意に起因する損害賠償請求。ただし、被保険者の故意に起因する損害に関して、当社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害および費用にかぎります。
- ② 被保険者が行ったまたは加担もしくは共謀した窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償請求
- ③ 被保険者が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、当社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害および費用にかぎります。
- ④ 他人の身体の障害、他人の財物の滅失、損傷、汚損もしくは紛失または盗取もしくは詐欺されたことに起因する損害賠償請求。ただし、他人の紙または記録媒体が紛失、盗取または詐欺されたことにより発生した情報の漏えいまたはそのおそれを除きます。
- ⑤ 販売分析、販売予測または財務分析の過誤に起因する損害賠償請求
- ⑥ 記名被保険者の業務の履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償請求。ただし、次のアまたはイの原因による場合を除きます。
 - ア、火災、破裂または爆発
 - イ、サイバー攻撃またはIT ユーザー業務の偶然な事由による被保険者システムの損壊または機能の停止
- ⑦ 特許権、意匠権等の知的財産権の侵害に起因する損害賠償請求。ただし、著作権および商標権の侵害に起因する損害賠償請求を除きます。
- ⑧ 被保険者の業務の対価の見積もりまたは返還に起因する損害賠償請求
- ⑨ 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償請求
- ⑩ 記名被保険者から記名被保険者の使用人等に対してなされた損害賠償請求
- ⑪ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争等の不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害に起因する損害賠償請求
- ⑫ 株主代表訴訟等によってなされた損害賠償請求
- ⑬ 差押え、徴発、没収、破壊等の国または公共団体の公権力の行使に起因する損害賠償請求
- ⑭ 暗号資産の換金、売買、決済その他の取引に起因する損害賠償請求 など

【事故発生時の各種対応費用部分】

- ① 【共通】で保険金を支払わない場合に該当する事由または行為
- ② 記名被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱いに起因する情報の漏えいまたはそのおそれ
- ③ 記名被保険者の役員に関する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
- ④ 電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止、または障害が発生し、記名被保険者に対して、それらが提供されなかったこと など

【喪失利益・営業継続費用部分】

- ① 【共通】で保険金を支払わない場合に該当する事由または行為
- ② 電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止、または障害が発生し、被保険者に対して、それらが提供されないこと
- ③ 保険契約者または被保険者の法令違反
- ④ 労働争議
- ⑤ 政変、国交断絶、経済恐慌、物価騰貴、外国為替市場の混乱または通貨不安
- ⑥ 被保険者が新たなソフトウェアを使用または改定したソフトウェアを使用した場合における次のアまたはイに掲げる営業阻害事故
 - ア、通常要するテストを実施していないソフトウェアの瑕疵によって生じた営業阻害事故
 - イ、ソフトウェアの瑕疵によって、そのソフトウェアのテスト期間内、試用期間内、または正式使用後10日以内に生じた営業阻害事故
- ⑦ 政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれと連帯する者が、その主義もしくは主張に関して行う暴力的行為もしくは破壊行為
- ⑧ 被保険者システムの操作者または監督者等の不在
- ⑨ 受取不足または過払い等の事務的または会計的過誤 など

9. ご注意

●賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご相談ください。

●この保険契約の保険適用地域は全世界となります。

●加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

●保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

●保険料算出の基礎となる病床数、施設定員数等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。

●加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申込み日から1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●この保険の保険期間（保険のご契約期間）は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回等）について

営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができることをいいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

- ①保険期間が1年以内のご契約
- ②営業または事業のためのご契約
- ③法人または社団・財団等が締結したご契約
- ④保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険責任は保険期間の初日の午後4時（※）に始まり、末日の午後4時（※）に終わります。

（※）加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

●実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。

したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。また、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

10. ご加入にあたってのご注意

●告知義務（ご契約締結時における注意事項）

- (1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

<告知事項>

加入依頼書および付属書類の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項

(注) について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

(注) 告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ① 記名被保険者
(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)
- ② 業務内容
- ③ 損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
- ④ その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容

加入依頼書および付属書類の記載事項に変更が発生する場合（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）

(注) 加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

- (4) 重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

●通知義務（ご契約締結後における注意事項）

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

11. 万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
 - <1> 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - <2> 上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - <3> 損害賠償の請求の内容
2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。
ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

- 示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。
- 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

NO	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	医師賠償責任保険事故・紛争通知書、罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書、刑事弁護士費用に関する通知書 など
③	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	① 他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書 など ② 被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手からの領収書、承諾書 など

11. 万一事故にあわれたら（つづき）

- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
 - ① 公的機関による捜査や調査結果の照会 ② 専門機関による鑑定結果の照会
 - ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査 ④ 日本国外での調査 ⑤ 損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
 上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

● 事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。＜受付時間＞

【窓口：事故サポートセンター】

0120-727-110

平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日（12月31日～1月3日を含みます。）/24時間
※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

● 指定紛争期間

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔お電話〕 0570-022808 <通話料有料>

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

12. お見積り・ご加入手続きについて

（1）ご契約の概要と手続き方法

保険契約者	一般社団法人日本自動車部品工業会
ご加入の対象者	一般社団法人日本自動車部品工業会の正会員および準会員
被保険者 (保険の補償を受けられる方)	一般社団法人日本自動車部品工業会の正会員および準会員 ※ 賠償責任に関するリスクについては記名被保険者の業務に関する かぎりにおいて、記名被保険者の役員や従業員も補償の対象（被保険 者）となります。
保険期間	2022年4月1日午後4時から2023年4月1日午後4時までの1年間 (中途加入の場合、毎月20日締切で翌月1日午後4時から2023年4月 1日午後4時までの期間となります。)
申込締切日	2022年3月11日（金）（左記以降、毎月中途加入が可能です。)
ご加入手続き	①「お問い合わせ表」を損害保険ジャパン株式会社社工会事務局宛に メールでご提出ください。(※) ②事務局より「告知書」をご案内しますので、「告知書」をご記入の うえ、ご提出ください。 ③いただいた「告知書」を元に算出した保険料をご案内させていただ き、「加入依頼書」をご案内します。 ④自動車部品工業会より「保険料請求書」をお送りいたします。 ⑤振込締切日までに、保険料を入金いただき、「加入依頼書」をご返 送ください。

※ 詳細は9ページ「13. 「団体サイバー保険制度」お問い合わせ表」をご覧ください。

（2）ご加入プラン

＜基本補償＞

タイプ	保険金額	
	損害賠償保険金	費用保険金
S1	3億	1億
S2	5億	3億
S3	10億	5億
S4	20億	5億



＜オプション＞

利益・営業継続費用
約定期間補償期間：12か月
1億
3億
5億
10億

（上記以外のプランをご希望の場合はご相談ください）

13. 「団体サイバー保険制度」お問い合わせ表

保険内容の説明・見積りをご希望の際は、一般社団法人自動車部品工業会ホームページ（<https://www.japia.or.jp/>）に掲載されている、以下のお問い合わせ表に必要事項をご記入のうえ、損害保険ジャパン株式会社部工会事務局宛に（10_Sj-japia@sompo-japan.co.jp）メールでお送りください。
損保ジャパンより、本制度の保険内容ならびに加入手続きをご説明し、保険料見積書のご案内を致します。

◆お問い合わせ表（サンプル）

日本自動車部品工業会 「団体サイバー保険制度」お問い合わせ表	
問合せ内容 （〇をお付けください）	☐ 制度の内容について直接説明を聞きたい ☐ 関係の資料がほしい ☐ 見積りをお願いしたい ※「質問書兼告知書」が必要となりますのでご案内させていただきます。 ☐ 質問をしたい（下記に記載ください） ☐ その他（下記に記載ください）
質問内容 *具体的に お書きください	

貴社名	
部署・役職	
氏名	
連絡先	TEL E-mail

送信先：損害保険ジャパン株式会社 部工会事務局 行

メールアドレス：10_Sj-japia@sompo-japan.co.jp

14. お問い合わせ先

【取扱代理店】

株式会社自動車部品会館 担当：飯島
〒108-0074 東京都港区高輪1-16-15
TEL：03-5422-6351
FAX：03-3447-5372
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

【引受保険会社】

損害保険ジャパン株式会社
自動車開発第一部営業第一課 担当：石井 松永
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL：03-3349-3297
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
●加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

承認番号：SJ21-10594 承認日：2021/12/01